

## 松江市三世代同居・近居住宅移転費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 市の交付する松江市三世代同居・近居住宅移転費補助金（以下「補助金」という。）については、松江市補助金等交付規則（平成17年松江市規則第48号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 子世帯 次のいずれかに該当する世帯をいう。
  - ア 世帯主及び配偶者並びに子からなる世帯
  - イ 世帯主及び子からなる世帯
  - ウ その他ア、イに掲げる世帯に準ずると市長が認める世帯
- (2) 子育て世帯 子世帯のうち、補助金の交付申請日において、義務教育修了前の子（出産予定の子を含む。）と現に同居している世帯をいう。
- (3) 親世帯 子育て世帯のいずれかの一親等の尊属を含む世帯をいう。
- (4) 同居 子育て世帯と親世帯が市内の同一家屋に居住することをいう。
- (5) 近居 子育て世帯と親世帯が同一公民館区域内又は直線距離で5キロメートル以内に居住することをいう。
- (6) 民間賃貸住宅 地方公共団体、住宅供給公社等の設置する公的賃貸住宅、社宅・官舎等の給与住宅及び契約期間が1年未満の短期間の滞在を目的とした住宅を除いた居住用の賃貸住宅をいう。
- (7) 持ち家 子育て世帯又は親世帯が所有する住宅であって、居住の用に供するものをいう。
- (8) 礼金 賃貸借契約に伴う初期費用のうち、賃借人が賃貸人に謝礼として支払う金銭をいう。
- (9) 権利金 賃貸借契約に伴う初期費用のうち、賃借人が賃貸人に支払うものとして賃借権設定の対価としての性質を有するものをいう。

### (補助の対象等)

第3条 補助金の名称、補助金交付の目的、補助対象事業、補助対象経費、交付の率又は金額、終期及び補助事業者の範囲は次の表のとおりとし、予算の範囲内で交付するものとする。

補助金の名称	松江市三世代同居・近居住宅移転費補助金
--------	---------------------

補助金交付の目的	子育て世帯と親世帯が同居又は近居する場合の初期費用の一部を補助することにより、三世帯同居・近居及び子育て支援を促進し、地域コミュニティの活性化と子どもを産み育てやすい住環境の確保を図ることを目的とする。
補助対象事業	子育て世帯が親世帯と三世帯で同居又は近居をするための移転とする。ただし、同居又は近居する住宅は、住居の用に供し、市内に所在する民間賃貸住宅又は持ち家とする。
補助対象経費	申請者又はその世帯員が移転のために支払った、次の各号に掲げる同居又は近居をする住宅の区分に応じ、当該各号に定める経費とする。 (1) 民間賃貸住宅 契約時の礼金、権利金及び仲介手数料並びに移転に要した実費の合算額 (2) 持ち家 契約時の仲介手数料及び不動産登記費用並びに移転に要した実費の合算額
交付の率又は金額	補助対象経費の2分の1の額(100円未満切捨て)とし、1件当たり9万円を上限とする。
終期	令和7年3月31日
補助事業者の範囲	市内で新たに三世帯同居又は近居を始めるために、市外から移転する子育て世帯の世帯主であって、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。 (1) 補助金の交付申請年度内に移転すること。 (2) 子育て世帯又は親世帯の世帯員に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77条)第2条第6号に規定する暴力団員若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を含んでいないこと。 (3) 他の公的制度による移住、引越等に係る助成を受けていないこと。 (4) 過去にこの補助金の交付を受けていないこと。

(交付の申請)

第4条 規則第4条第1項第4号に規定する補助金等交付申請書に添付する市長が必要と認める書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 申請者世帯の住民票の写し(世帯主との続柄がわかるもの)

- (2) 申請者世帯と同居又は近居しようとする親世帯の住民票の写し（世帯主との続柄がわかるもの）
- (3) 申請者世帯及び申請者世帯と同居又は近居しようとする親世帯の親子関係を証明する戸籍全部事項証明書又は戸籍個人事項証明書
- (4) 移転後の住宅の所在地及び補助対象経費の内訳がわかる書類（引越事業者の発行する移転費用の見積書、移転後の住宅に係る契約書等）
- (5) 母子健康手帳の写し（同居する子どもが出産予定の子どものみの場合）  
（実績報告）

第5条 規則第12条第1項第3号に規定する補助事業等実績報告書に添付する市長が必要と認める書類は、次に掲げるとおりとする。ただし、交付申請時に提出済みの書類を除く。

- (1) 交付決定者世帯の移転後の住民票の写し（世帯主との続柄がわかるもの）
  - (2) 次に掲げる補助対象経費とする費用の区分に応じて、それぞれに定める書類の写し
    - ア 移転費用 領収書及び明細がわかるもの
    - イ 不動産登記費用 領収書及び取得した建物等の登記内容がわかる登記事項証明書
    - ウ 仲介手数料 領収書及び仲介の契約書（媒介契約書、重要事項説明書等）
    - エ 礼金・権利金 領収書及び賃貸借契約書
- （雑則）

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。